

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年3月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500294号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500138号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年9月1日から平成4年7月15日まで
私の夫(以下「訂正請求記録の対象者」という。)は、平成元年9月から、A社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたのに、請求期間に係る年金記録がなく納得できない。調査して、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社B工場の同僚の陳述及びC社の回答により、訂正請求記録の対象者が請求期間の一部期間を含めA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、訂正請求記録の対象者について、厚生年金保険に加入しない特別パートと呼ばれる雇用形態で採用したため、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

また、上述の同僚は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の加入の有無については知らない旨陳述している上、請求期間当時のA社B工場の複数の元従業員に照会したが、回答のあった者全員が訂正請求記録の対象者を知らないとしているほか、請求者も訂正請求記録の対象者に係る給与明細書等を所持していないことから、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。